

大谷地病院訪問リハビリテーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人重仁会が開設する大谷地病院訪問リハビリテーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にあり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供をすることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の提供に当たり、事業所の職員等は、要介護・要支援状態になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図られるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 大谷地病院訪問リハビリテーション
- (2) 所在地 札幌市厚別区大谷地東5丁目7番10号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）

事業所の職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに自らも事業の提供に当たる。

- (2) 職員等 作業療法士 2名以上

指定訪問リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び8月15日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

(1) 訪問リハビリテーション

(2) 介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、通院が困難な利用者に対して、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、心身の機能回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画書を作成するとともに、計画の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なリハビリテーションを提供する。

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、その額に介護保険負担割合を乗じた額とする。

2 次項の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 実施地域を越えた地点から、往復4km未満 200円

(2) 実施地域を越えた地点から、往復4km～10kmまで 400円

(3) 実施地域を越えた地点から、往復10kmを超える場合 800円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の実業の実施地域)

第8条 通常の実業の実施地域は、札幌市厚別区、清田区、白石区、豊平区の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 職員等は、訪問リハビリテーションを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速

やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

（個人情報の保護）

- 第10条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」等を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 職員等が得た利用者の個人情報については、事業者での事業の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 事業所は、職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

（虐待防止に関する事項）

- 第11条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- （1）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年1回以上）
- （2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- （3）その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、事業提供中に、当該事業所職員等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

- 第12条 当事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- （1）採用時研修 採用後6か月以内
- （2）継続的研修 年1回以上
- 2 非常災害対策、感染対策は医療法人重仁会大谷地病院の院内規定を遵守する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人重仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。